

食品に関するリスクコミュニケーション
～輸入食品の安全性確保に関する意見交換会～

議事録

平成 26 年 1 月 23 日（木）

東京会場（東京証券会館）

厚生労働省医薬食品局食品安全部

○司会（厚生労働省・山本） 時間になりましたので、ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション～輸入食品の安全性確保に関する意見交換会～」を開催いたします。

本日、司会を務めます厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課で課長補佐をしております山本です。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、この意見交換会の開催の趣旨について御説明させていただきます。

輸入食品の安全性確保のため、食品衛生法第23条の規定に基づき、毎年度、厚生労働省において食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画を定め、重点的、効率的かつ効果的な監視指導に取り組むこととしています。

本日の意見交換会は、来年度、平成26年度の輸入食品監視指導計画を定めるに当たりまして、輸入食品の安全性確保のための取り組みへの理解を深めていただくことを目的としています。本日は、行政、事業者、消費者による講演や会場の皆様を交えた意見交換を通じて、理解を共有し、疑問を解消していただければと考えております。

皆様の封筒の中に本日の資料が入っているかと思います。次第の裏面に本日の資料が記載されておりますので、御確認いただければと思います。足りない資料がございましたら、近くに係の者がおりますので、お申しつけください。

本日の議事次第ですが、2部構成になっておりまして、最初に情報提供、第2部のほうはパネルディスカッションという形で進めさせていただきます。

第1部につきましては、約1時間と考えておりまして、厚生労働省輸入食品安全対策室・三木より「輸入食品の安全性確保の取組み」を約40分、引き続き、事業者の取り組みの紹介ということで、本日は日本水産株式会社の齋藤様より「輸入食品の安全性確保について」約20分程度情報提供をいただきます。

その後、パネルディスカッションに入りますが、まずパネルディスカッションという形式にする前に、パネルディスカッションでは、情報提供のお二人に加え、消費者の立場から御参加いただきます東京消費者団体連絡センターの矢野様と東京検疫所食品監視課の森課長がパネリストに加わりますので、そのお二人から取り組み等についてまず御説明をいただきます。その後、休憩を10分挟みまして、会場のほうを設営いたしまして、全てのパネリストに登壇いただき、輸入食品の安全性確保についてのパネルディスカッションを行います。パネルディスカッションの中で会場の皆様の意見交換、質疑応答をしていきたいと考えております。

本日の出席者の皆様から事前にたくさんの質問をいただきました。いただいた御質問の中から多かった事項を中心に、厚生労働省または検疫所からのプレゼンテーションやパネルディスカッションの中で言及させていただく予定ですが、時間の都合上、全ての御質問にお答えすることが難しい場合もありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

本日御参加いただけなかった方を含め、広く本日の概要を情報提供させていただくことを目的に、今回の講演資料と意見交換の様子は議事録として厚生労働省のホームページに

後日公表させていただく予定としております。後半のパネルディスカッションの中で会場の皆様からも御質問をいただく場合には、議事録に御所属、お名前を掲載させていただくことが可能な方につきましては、御所属とお名前をおっしゃっていただいた上で御質問いただきますようお願いいたします。また、不都合な方はその旨をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

閉会は15時45分を予定しております。議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、「輸入食品の安全性確保の取組み～平成26年度輸入食品監視指導計画（案）について」厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長・三木朗より説明いたします。

資料につきましては資料1－1ですので、そちらをごらんいただければと思います。

○三木（厚生労働省） こんにちは。御紹介をいただきました厚生労働省の輸入食品安全対策室長の三木でございます。

今日は、このような機会をいただきまして、私どもが行っている輸入食品の安全性確保の取組みということについて、時間は40分程度ということで短いですが、できる限り、来年度、平成26年度の輸入食品監視指導計画（案）の概要も含めまして、御説明をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(PP)

まず、簡単なところから輸入食品の現状ということで御説明をさせていただきます。

(PP)

このスライドはごらんになる機会もよくあるかと思いますけれども、主要先進国の食料自給率をカロリーベース、供給熱量に直した数字で示しているものであります。日本は穀物の輸入もかなり多いですが、畜産関係の牛や豚、鶏の餌になるというのもあります。ここに書いていますが、畜産物については畜種ごとの飼料自給率を掛けて計算してカロリーベースに直しております。それで見ると日本は4割ぐらいということになりますので、基本的に供給熱量ベースでは6割ぐらいを輸入に頼っているという表でございます。ほかの国に比べて低いというのは御承知のとおりであります。

(PP)

輸入届出については、皆様も御承知のとおり、営業用に使うような食品や添加物、食品が接するような器具等を輸入する場合には厚生労働大臣宛てに輸入届出書を出さなければいけないということになっております。それで見ますと随時伸びてきておりますが、平成24年度は218万件の届出書が検疫所に出されまして、重量的には3,215万トンということで推移しております。見ていただくとおわかりのとおり、重量は3,000万トン程度で推移しておりますが、件数は非常に伸びているということで、貨物の小口化であるとか、いわゆる一次産品ではなくてある程度加工されたものが入ってきているような状況がこれから見てと

れるということでございます。

(PP)

重量的に見ましても、平成24年度については、日本はトウモロコシ、大豆、小麦等を含めて穀類のほとんどが輸入の状況ですので、そういった重量の多い農産食品、農産加工食品が7割ぐらいを占めています。そのほか水産、畜産、いろいろなものが日本に入ってきているという状況でございます。

(PP)

日本の輸入食品の安全確保をどういう形でやっているかということのをこれから御説明させていただきます。

(PP)

まず、これは監視体制の概要ということでございます。済みません。ちょっと資料の説明を忘れましたが、お手元に資料1-1、1-2、1-3という3つをお配りさせていただいております。今、資料1-1に基づいて御説明しておりますので、お手元の資料を見ながら御確認いただければと思います。資料1-2、1-3については、平成26年度の輸入食品監視指導計画の案とその概要ということですので、これはスライドの中でまた追って御説明をさせていただきます。

監視体制の概要に戻りますと、基本的に輸入食品については、輸出国の現地での対策という過程と、輸入時、日本に入ってくるときの水際の対策、もう一つは輸入を通して国内に入ってきたときの国内での対策という3つの過程に分かれています。このルートで最終的に消費者の方が食べるときに問題がないようにするというのがこの仕組みの根本になっているところでございます。

輸出国の対策については後ほど細かい説明をしますけれども、厚生労働省と輸出国政府の間でいろいろと協議等も行いまして、日本の食品衛生法という法律の規制に合ったものがつくられて、そういった食品が輸入されてくるというのが一番理想的なわけであります。輸出国では規制上問題がないものであっても、日本の食品衛生規制上は問題があるというものもありますので、そういうものはできるだけ輸入されないような仕組みをつくるというのが目的であります。

一方、輸出前の検査や、問題があるようなものについては輸出国がある程度証明をしてくれて証明書が発給される、こういう流れもございますけれども、そういったものをいろいろ輸出国と協議して進めていっているという状況でございます。

(PP)

具体的には、我が国の食品衛生規制の周知ですが、日本はこういう食品衛生の規制を行っているので、これに見合った食品を生産、製造していただきたいということが1つです。そのために英語版の資料等をつくって各国に情報提供したり、在京大使館や輸入者等へ情報提供したり、向こうに行ったときに関係者を含めて説明会等を開いて我が国の食品衛生規制の状況について周知するというのをやっています。

次に、問題があったようなもの等については、二国間協議や、実際に現地に見に行って、問題がないかどうか、向こうの運用なり製造のやり方がどうなっているのかを確認して対応するというをやっております。

さらに、輸出国の段階で検査等がされて、日本の食品衛生法に合ったものが入ってくるというのが一番問題が少ないので、向こうの試験検査技術が向上しないといけないということがございます。そのため、輸出国への要請等も非常に重要でありますけれども、残留農薬やカビ毒等の試験技術の向上のために実際に輸出国から検査官が日本に来られて日本の検査の状況を実地で習得してお帰りになるとか、現地に日本から検査の担当者が出向いていって、1カ月、2カ月、長期の研修をして、向こうで実際に使えるような仕組みをつくって帰ってくるというような技術協力をやっております。こういうことを含めて輸出国における衛生対策の推進をやっておるわけであります。

(PP)

一つは、輸出国でどういう衛生規制がなされているのかをこちらのほうで情報収集するというのも非常に重要でございますので、毎年度、輸入量の多いところ、問題事例があるようなところを決めて、行っております。平成24年度は、スペインの例ですけれども、スペインなどは生ハムでリステリアが検出されて輸入できなかつたりという問題もありますので、スペイン政府のそれらに対する対応がどうなっているのか、法律的なものがどうなっているのかということを含めて、実際に行って向こうの政府から情報を聞いたり現地を見たりということをやっています。

(PP)

オーストラリアにも行きまして、かんきつや二枚貝の輸入がありますので、向こうの政府や、衛生規制の法体系がどうなっているのか、現地はどういう管理がされているのかというようなことを見てきました。そういったいろんな情報をもとに日本の衛生規制に合うようにしてもらうにはどうしたらいいかという、二国間協議につなげることをやっております。

(PP)

平成24年度の抜粋ですけれども、輸出国と調査をしたり協議をしたりというのをここに挙げております。一つはタイのベビーコーンの赤痢の問題ですが、平成24年11月に現地の調査をやって、問題がないことを確認した上で、後はタイ側の管理が適切にされていることをもって解除したということもございます。カナダや米国の牛肉はBSEの問題で牛肉の現地調査を行い、豪州は、先ほどもお話ししましたがけれども、麻痺性貝毒の関係が二枚貝でちょっと問題になっておりましたので、これについて現地調査に行きました。この辺は確認がなされていますけれども、豪州については今まだ協議を継続中ということになっております。

(PP)

もう一つ、海外からの問題発生情報等というのは、最近はインターネット等を通じて瞬

時に、何が起きてどういうふうになっているのか、現地の政府機関がどういう対応をとっているのかがわかるようになっていきますので、そういう情報や輸出国からの情報提供を踏まえて対応をとっております。

韓国の二枚貝については、アメリカで韓国産二枚貝を食べることによってノロウイルス食中毒が発生したという事例を踏まえて、アメリカで韓国産二枚貝を回収しているという情報がありましたので、それに基づいて、日本に対象食品が来た場合には積み戻し等の指導を検疫所で行っているという例がございます。

また、チェコでは20%以上メタノールが含まれているような飲料が出回っていて、それを飲んだ人が死亡するという事故が起き、チェコで販売禁止をしているという情報もありましたので、当該品については日本に到着した際に直ちに自主検査をするようにということで、これも検疫所から指導するという事例でございます。

アメリカのピーナッツ、アーモンド等ナッツ類の加工品等でサルモネラの食中毒が発生しているという海外リコール情報を踏まえて、これも対象食品については積み戻し等の指導ということです。

こういった生産国における食中毒被害情報やリコール情報等を踏まえて輸入時の対応をとると同時に、生産国での対応状況、衛生状況、管理状況等について在京大使館を通じて詳しく情報を収集して対応しています。

(PP)

次に、輸入時の対策について簡単にお話をいたします。

(PP)

輸入時については、輸入者が輸入届出を検疫所に提出するところから始まります。御承知のとおり、昔は紙で検疫所に提出していた時期もありましたが、今はFAINSという輸入食品監視支援システムがありまして、それが税関のNACCSというシステムとつながっていますので、電子的に届出がされます。この辺についてはまた後で検疫所の森課長からお話があると思いますが、届出があるものについては全て内容の確認を行っています。空港で輸入届出に書く内容は、輸入者や貨物が何だとか、加工品であれば製造工程、いろいろ記載しなければいけない情報がありますけれども、そういうものをつぶさにチェックして、規格基準上問題がないかどうか、添加物が使われているのであれば添加物名も書いていますので、それが我が国で指定されているものかどうか、指定外の添加物でないかどうか、放射線の照射はジャガイモの芽どめでは認められておりますけれども、それ以外では日本では認められていませんので、放射線照射が製造工程時でされていないかどうかを見て、それがあれば当然この時点で違反ということになりますので、次のステップには進まないわけでありまして。それ以上問題がないというものについては二段階目で必要に応じて検査を行うという仕組みになっております。

検査については、また後ほど詳しく御説明しますが、違反の可能性が高いものは検査命令で全数検査をしなければいけないという形になりますし、それ以外のものについては、

書類上は合格ですけれども、幅広く安全性を確認するためにモニタリング検査を行っているということでもあります。

モニタリング検査は、合格した貨物についてピックアップしてやるという仕組みです。流通しながら、違反があるかどうか、安全性の程度について確認するという形でやっているの、万が一そこから漏れて国内に入った場合でも、国内の都道府県の監視の中で違反ということになれば、そういった情報がフィードバックされて輸入時の措置の強化にもつながります。当然のことながら、違反貨物については、輸入時、国内ともに不合格、回収という形になって、消費者の口には入らないような仕組みをつくっているというものでございます。

(PP)

輸入届出については、これは後でお話ししますが、検疫所が32カ所ありまして、全体で399名の食品衛生監視員が届出の審査や検査を行っています。伸びはなかなか難しいものもありますけれども、何とか人数の確保に努めているということでもあります。

(PP)

検査体制については、先ほどお話をしたように、問題はないと思われるけれども、幅広く安全性を確認するためにやるモニタリング検査と、1回モニタリング検査で規格基準を超えるという違反が出た場合には次のステップに移っていくという図になっております。最終的に、使ったことはありませんけれども、国や地域を限定して包括的に当該食品については輸入禁止するという仕組みもございます。こういう全体的な検査体制をつくっているということでございます。

(PP)

検査については、規格基準を超えるものについては、1回違反が出た場合にはモニタリング検査の頻度を上げ、さらに検査をして、その食品全体が違反の可能性あるのかどうかを調べて、そこでまた違反が出た場合には全体が違反の可能性が高いという判断をして全数検査をするという形に移行されます。

ただ、アフラトキシンはカビ毒を産生しますけれども、こういったものやリステリア等については健康被害の可能性があるので、1回の違反でもって直ちに検査命令ということで輸入される食品の安全性を確認するという仕組みになっております。

検査命令の解除については、通知の中に規定しておりますけれども、基本的には輸出国でこういった違反の再発防止がとられたということの確認をもって検査命令を解除、一旦落とすという形になりますけれども、そういう仕組みでやっているところであります。

(PP)

平成25年4月時点での国別検査命令対象品目については、これは抜粋ですけれども、このとおりでありまして、全輸出国の17品目と25カ国・1地域の79品目について検査命令をかけています。全輸出国とありますけれども、国を対象に対象品目と検査項目を絞って、このものについては全部検査をしますよと、ただ、この生産者は大丈夫ですとか、特定の

製造者についてはちゃんと管理ができていますということを輸出国が保証する場合については命令検査の除外という形にしています。個々の条件については、先ほどお話ししたような二国間協議で生産国の管理体制の状況を確認して決定するという仕組みでございます。(PP)

平成24年度の結果はこのとおりでありまして、届出が218万件、検査が22万3,000件ほど、違反が1,053件、このような状況になっております。

(PP)

時間が押していますので、違反内容は後でござんいただければと思いますが、いろいろと違反が出れば当然のことながら原因究明して再発防止策をとっていただいていますし、輸入者みずから対応をとっていただいているところです。それでも違反が繰り返される場合には、ここに書いていますけれども、違反率5%を区切りにして、それ以上の違反率があるような輸入者に対しては、再発防止策が甘かったり、検討が進んでいなかったりということも考えられますので、そのような方々は個別に文書で御連絡をさせていただいたり、個別に呼んで状況を聞いたりしております。さらに、これでも改善が見られないという場合には、これは法律の規定にございますけれども、輸入の禁停止処分ということもありますので、こういうことにならないように輸入者にいろいろな対応を行っていただいているというところでございます。食品衛生法、食品安全基本法にも規定しておりますけれども、食品事業者がまず食品の安全性確保をすることを基本にして、行政としても対応しているという状況でございます。

(PP)

ここから平成26年度案について簡単に御説明をさせていただきます。

(PP)

平成26年度の輸入食品監視指導計画（案）についてでありますけれども、資料1－2と1－3に概要をつけておりますので、詳しくはそちらをござんいただければと思います。

モニタリング検査計画数については前年比300件増の9万4,000件を予定しております。食品群168というのは前年と変わりませんので、輸入される食品を168に分別しまして、いろいろ統計学的なことも含めて重要度を勘案して導き出しているのが9万4,000件ということでございます。モニタリング計画の件数はこういう感じです。

重点的に行う部分は、輸入食品の顕著な違反が最近余り大きくはないので、前年踏襲という部分も多少ございます。病原微生物、これはリステリア、O157、ノロウイルスも含まれますけれども、そういうものについてモニタリング検査を確実に実施していくことを一つの柱としております。日本でも最近、ノロウイルスの食中毒がありますけれども、海外で食中毒事例があって回収されるという事例もある程度起こっておりますので、そういう対応も踏まえて、日本の輸入時にもモニタリング検査で確認していくという趣旨でございます。

もう一つは、TPPやEPAというような経済連携協定が今いろいろと動いておりますので、

こういったことを踏まえて、諸外国の食品衛生に係る情報の収集や、もしくはこういった協定が結ばれた際に、関税率が下がって輸入しやすくなったりということで輸入がふえたり、今まで輸入されていなかったものが輸入されるようになる可能性も踏まえて、監視体制を整備していくことを一つの柱としております。これについてはどう動くかというのが今のところわかりませんので、検査強化するための件数というのも9万4,000件の中に入っており、その件数を前年より増やして対応していこうと考えております。

BSEについては、昨年2月にアメリカ、カナダを含めて30カ月齢ということで輸入が解禁しておりまして、そういうことを含めての安全性の確保を引き続き図っていくということであります。

残留農薬については、検査項目の見直しを進めていくことを考えております。

加工食品の遺伝子組換えの問題については、後で御説明しますが、安全性の審査が終わっていない遺伝子組換え食品が使用されているというのがありますので、輸入者に生産地での自主的な安全管理の推進をしていただこうと考えております。

(PP)

これは微生物関係でこういう事例がありましたということで、こういう事例を踏まえて来年度は引き続きモニタリング等を含めてやっていきます。

(PP)

経済連携協定につきましては、皆さんよく御存じのTPPというのがありますけれども、それを含めてRCEPというアジア関係、あと、日本、中国、韓国でやっているもの、EUとやっているもの、カナダとやっているもの、いろいろございます。ピンク色は協定が締結してしまったもの、薄い緑色は交渉中ということであります。こういう国々と経済連携協定を結んでいこうという動きが今あって、食品の安全についてはWTOのSPS協定というのもございまして、そういったものを踏襲してやられていますけれども、引き続きそういったものを踏襲してやっていくということで対応しています。

(PP)

BSEについては表になっておりますが、輸入再開や、月齢が上がったりというのがありますけれども、こういう流れでやっております。最近ではアイルランドから12月に輸入できるようになり、ポーランド、ブラジルについては食品安全委員会に諮問している状況ですので、食品安全委員会の科学的な評価を踏まえて輸入については見直しを進めていくということで対応しております。

(PP)

遺伝子組換え食品については、去年、タイ産のパパイヤで見つかったということで、今、自主検査でいろんなことをやっているとありますが、タイとは、原因究明、管理対応も含めて協議をしております。まだそこが終わっていませんので、引き続きこういう状況で対応いただくことを予定しております。

(PP)

米国産の小麦についても遺伝子組換えが見つかったという情報を踏まえていろんな対応をしていましたけれども、その後、検査をしても問題ないという結果が続いております。念のためモニタリングはやっておりますけれども、引き続き対応していくということであります。

(PP)

リスクコミュニケーションについては、このような場を含めて厚生労働省でもいろいろと取り組みを進めております。

(PP)

厚生労働省はホームページに、輸入の関係であれば統計情報や違反の情報をいろいろと掲載しておりますので、こういうところを御参考いただいて、輸入者であれば自社の取り組みに活用していただければと思いますし、消費者の方々であればこういうことを取り組んでいるということを知っていただいて、わからないことがあれば適宜私どもに御質問、御連絡をいただければと思っております。

意見交換会、説明会等でも講師派遣を含めて対応しております。

パンフレット等についても積極的につくっていかうということで、動画等対応している部分もありますけれども、こういう形で引き続きリスクコミュニケーションに努めていきたいと考えております。

(PP)

参考法令は後でござんいただきまして、平成26年度の案については、きのうからパブリックコメントで意見募集を開始しておりますので、もし御意見がございましたらそういったところに御意見を寄せていただければと思っております。

これで私の話を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○司会（厚生労働省・山本）　続きまして、輸入食品の安全管理について輸入事業者のお立場から、日本水産株式会社品質保証室品質保証第一課長・齋藤博子様より「輸入食品の安全性確保について」御紹介いただきます。

こちらは資料2でございます。齋藤様、よろしくお願いいたします。

○齋藤氏（日本水産株式会社）　日本水産の齋藤でございます。本日は機会をいただきありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

(PP)

まず、私どもニッスイがどういうものをつくっているかということを御存じない方もいらっしゃるかと思われましたので、こちらにお示しした次第です。左のほうが市販用の商品でして、皆様がスーパーなどで目にすることがあるかと思えます。水産会社なのですけれども、枝豆もやっておりまして、こちらのほうは日本の中でもシェアが高いかと思えます。

こういった商品を中国、台湾、タイで主につくっております。右のほうは、このままで皆様が目にすることではない業務用商品であり、スーパーでお刺身になって皆様が召し上がっているかと思います。こういった商品を私どもは輸入しております。

(PP)

海外で生産した商品がお客様のお手元に届くまでを、ごく簡単なのですが、図に示してみました。海外の生産工場で作られた商品は主に船で輸送されて日本に参ります。到着した後は、先ほど三木様の詳しい御説明がありましておりの検査を経まして、冷凍倉庫に入り、販売店をとおってお客様のお手元に届くという流れです。

この流れに加えて、輸出前にタイ・中国で検査を行う、あるいは国内に着いて検査・通関を行った後、流通される前に検査を行う、このどちらかの検査体制を「輸入時自主検査」とよび、ニッスイとして独自に行っております。これについてこれから御説明させていただきます。

(PP)

ニッスイが安心安全な商品をお客様にお届けするために行っていることは4点ございます。

1点目は、原材料の危害（リスク）を防除することです。

2点目は、生産工場の管理です。これは工場の調査、教育が含まれます。

3点目は、生産工場の検査室の管理です。

この3点は、国内、海外を問わず、行っているものです。

加えて、輸入品に対して実施していることが4点目輸入時自主検査の実施でございます。

この4点についてこれから御説明させていただきます。

(PP)

まず、原材料の危害とは何だろうということなのですが、私どもは大きく分けて3つの点を危害（リスク）として考えております。

1点目は、微生物的危険です。一般生菌数や大腸菌群という一般的な汚染の指標となる汚染指標菌、腸炎ビブリオ、サルモネラなどの病原性菌です。

2点目として化学的危険です。以前は農薬と動物用医薬品を中心に考えていればよかったのですが、最近はアレルギー物質というものにも考慮しなければいけない時代になってまいりました。

3点目に、物理的危険ということです。夾雑物といいますのは、原材料の一部ではあるが、入っては好ましくないもの、例えばタマネギの皮、そういったものを呼んでおります。そのほかには、毛髪などの軟質異物と呼んでいるもの、プラスチック、金属などの硬質異物、これらが入る危険性を可能な限り防ぐことが必要になってまいります。

(PP)

これらの危険を防除するために私どもが行っていることの1点目は、原材料メーカーの調査です。

まず、信頼できるメーカーであることが重要になります。一回行っただけでそのメーカーが信頼できるのかわかるかどうかということなのですが、きちんとしたものを私どもに提供するという契約を結ぶということが要件になります。

次に、原材料メーカーの製造工場を訪問し、生産ライン、できた原材料の品質が安定、良好であることが非常に重要になります。

次に、私どもも生産量はたくさんつくっておりますので、それに見合った量が供給することが必要になります。

2点目に、原材料規格保証書というものを提出いただいております。これはA4で2～3枚の資料です。

原材料規格保証書への記載内容は、原材料の食品の種類によって多少異なりますが、日本の法律と私どもの基準に従ったものであること。次に、産地、品種、加工地などの由来がわかっていること。次に、履歴がわかっていること。これは、収穫時期やどういう農薬を使用しているか、などの情報が含まれています。

そして、これらの情報にもし変更がある場合には事前に私どもに知らせていただくということが非常に重要になります。

(PP)

生産工場の管理ですが、私どもが生産工場を訪問して行う工場調査について御説明いたします。まず、新規のニッスイブランド商品を生産する工場に対して認定調査を行っております。私どもはニッスイ基準というものを独自につくっております、この基準に基づいた調査を行います。

これに合格するとニッスイブランド商品を生産していただけるということになるのですが、認定された工場に対しては1回で調査が終わりということではなくて、定期的な監査を実施しております。工場のランクづけをさせていただいて、そのランクに応じて監査頻度が異なるというものでございます。

(PP)

ニッスイ基準の中にある要求事項の一つとして、食品への意図的な混入を防ぐために私どもがどういうことをしているかということなのですが、2008年の中国産冷凍ギョーザ事件を受けまして、薬剤の管理基準というものを新たにつくり、ニッスイの工場を調査するときの基準に盛り込みました。さらに、従来の食品衛生管理のみでは食品への意図的な混入を防ぎ切れないため、食品への意図的な混入を防ぐことをフードディフェンスと呼んでおりますが、このフードディフェンスに関する事項をニッスイ基準に盛り込んで現在、運用しております。

フードディフェンスの事項は何かといいますと、例えば工場の敷地と外はきちんと遮断して、誰でも工場に簡単に入ってこられる状態ではだめですとか、施設の入り口や使用水の施設などは有害な物質が意図的に混入されたら大変なことになりますから施錠をきちんとしてくださいですとか、お客様を含めた外来者の確認もきちんとしてくださいとか、監

視カメラの設置、あと、これは私ども最も重要と考えているのですけれども、管理者と従業員とのコミュニケーションをとって信頼関係がきちんと築けていますかという点や、薬剤の管理、こういった事項が私どもの基準に盛り込まれております。

(PP)

次に、生産工場の管理の教育の部分についてお話しいたします。

教育とは何を実施しているかということですが、1点目に、私どもの経営者と生産工場の経営者による会議を実施しております。

2点目は、品質管理の責任者の方、工場長に対する品質会議の実施です。

3番目として、これは小集団活動と申しまして、グループ別の自主的な改善活動を行い、発表会の実施などを行っております。

(PP)

この経営者との会議で行っている内容については、ニッスイの取り組みや日本の法律、どんな事件が起きているかなどのお話をして皆さんと共有したり、中国の生産工場の方々の取り組みの事例などを発表していただいております。

(PP)

品質管理の責任者や工場長の方々に対して実施している会議についても、内容は同じなのですが、より具体的に落とし込んだ形で実施しております。

(PP)

次に、生産工場の検査室の管理です。こちらも工場と同様認定を行って、後は継続的な教育を行っております。

まず、検査員に対するニッスイ基準に基づく認定調査の実施。2点目として、検査室についてニッスイ基準に基づく認定調査の実施を行って、認定した後も精度の維持、きちんとした検査ができているかどうかという試験を行います。それから、検査員に対する教育を定期的に行っております。日本の検査法に基づいた検査マニュアルを私ども独自でつくっております。写真なども入れてわかりやすくしています。日本語版と、中国の方には中国語版をつくっております。タイの方は英語ができるので英語版を用意しております、それぞれの国できちんとわかるという内容になっております。

(PP)

こちらが工場の検査員の方々の集合教育の様子です。どういう検査をしたらきちんと検査ができるか講義を行った後、テストを行って認定証をお渡しした様子です。

(PP)

最後に、輸入時の自主検査の実施ですが、私どもの考え方をここに書いております。海外では衛生環境や習慣、検査の方法も異なりますので、工場生産後、ニッスイとしての自主検査を行うということで、これは10年以上続いている検査でございます。ただし、中国やタイの工場は20年以上私どもと信頼関係ができ上がっているということで、工場の検査室が日本で行う検査と同等と認定された工場は、工場の自主検査に基づいて出荷可能とし

ております。ただ、定期的なクロスチェックは実施しております。

(PP)

こちらが私どもの検査拠点です。3カ所ございます。こちらが東京の八王子にございます私どものイノベーションセンターというところで、研究所やいろいろな部署があるのですけれども、食品分析センターという部署で輸入時検査を実施しております。

(PP)

こちらは中国山東省青島の青島日水食品研究開発有限公司でございます。こちらのほうでも安全性の確認と工場の指導なども行っております。

(PP)

こちらはタイのバンコクのタイ品質管理センターです。こちらも中国と同じことを行っております。

(PP)

以上が私どもの輸入食品の安全性確保に関する御報告でございます。今後も、安全な商品をつくりまして、皆さんに安心していただけるように努力してまいります。

御清聴ありがとうございました。

○司会（厚生労働省・山本） 齋藤様、ありがとうございました。

では、これからパネルディスカッションのほうに移っていきたいと思っております。予定より、10分程度前倒しにはなっておりますが、ここで、消費者の立場、検疫所の立場で参加いただくお二人にも5分程度でそれぞれの取り組みについて御紹介いただきます。

初めに、消費者団体として御活動されていらっしゃいます東京消費者団体連絡センター事務局長・矢野洋子様より「輸入食品の安全性確保に向けて～消費者団体から」ということで、センターの活動、また輸入食品の安全性確保についてふだんのようにお感じになられているのかをおまとめいただいておりますので、センターの活動の部分を主体として、御紹介いただきます。

資料は、資料3でございます。矢野様、よろしくお願いいたします。

○矢野氏（東京消費者団体連絡センター） 皆さん、こんにちは。東京消費者団体連絡センターの矢野と申します。消費者団体の立場から、今日、この場にお呼びいただいて、大変ありがとうございます。

それでは、早速、私のほうから、ここでは主に団体の活動や一般的な消費者意識を紹介いたしまして、具体的な監視指導計画のコメント等は後半のパネルディスカッションで資料を活用して紹介させていただきます。

(PP)

まず、私どもの東京消費者団体連絡センターですが、皆さんは私どもの消費者団体の名前を御存じでしょうか。実は今から約30年前に設立された団体です。全国の消費者団体は

1970年代に多く設立されていまして、私どもの前身の連絡会も1973年に結成しております。結成した当時は30以上の団体があったのですが、現在は18団体で成り立っています。全国的な組織も入っておりますし、命と暮らしを守るために、消費者の権利の確立のためにということでさまざまな団体が集い、私どもの連絡センターは、東京を中心に活動している団体のネットワーク組織、連絡会としての役割を果たしています。この中に御存じの団体も少しあるのではないかなと思います。

(PP)

具体的な活動ですが、何よりも消費者行政についての活動が非常に多くなっておりますが、食品安全関連についても3つほど挙げさせていただきます。

まず、毎年のことですが、東京都の予算に対して夏に要望活動を行い、東京都を初めてして東京都議会の各会派に要望しております。

次に、行政等への意見提出ですが、具体的には東京都の食品衛生監視指導計画案については毎年意見を提出しているところです。特に遺伝子組換え食品や照射食品などは私どもの参加団体も非常に関心が強いので、監視の強化等を要望しているところです。

次に、審議会等への参画によって消費者の意見を伝えるということがありますが、東京都の食品安全審議会委員に私ども連絡センターから5名の委員を推薦しております。推薦団体は以下になっております。

(PP)

消費者問題についての学習や運動も取り組んでおりますが、特に、10年前になりますけれども、東京都食品安全条例をつくらうということで請願運動をほかの団体と一生懸命取り組んでまいりました。

学習会等では毎年いろいろ取り組んでおりますが、最近では去年の秋に「健康食品についてのウソ・ホント?」、2年前にはHACCPセミナーや工場見学などをやっております。

こういったように主催して取り組んでいる以外に、ここには書いておりませんが、ほかの団体と一緒に学習会に参加したり、さまざまな国や事業者の方たちとの意見交換等に参加して食品の安全に対する消費者の意見を伝えたり、逆に学んで、それをまた私どもの参加団体に伝えていくというような活動もしております。

(PP)

そのほかに、参加団体との活動や情報交流、それから、以下のような関係団体や組織へ参加しています。

そのほか特徴的な取り組みとして3つほど挙げましたが、今、一番力を入れておりますのは東京の53区市町村の消費者行政調査です。これは今年度で4年目に入りますが、53区市町村全てにアンケート活動を行い、秋には地域の生協組合員や消費者団体と一緒に区市町村を訪問して、1時間程度の懇談をしております。当然、食品安全行政についてのやりとりもあったり、最近では特に放射能検査についての取り組み等を伺ったりもしております。

(PP)

さて、ここで消費者の一般的な意識を紹介したいと思います。今回は2つの意識調査を皆さんに御紹介します。

1つは、日本政策金融公庫が今年度の上半期に動向調査をしたもので、全国の20代から70代の男女2,000人に対して行ったものです。

(PP)

国産原料食品と輸入食品に対してどんなイメージを持っているかということなのですが、国産原料食品に対しては、緑色の部分を見ていただくと68.5%の人が安全と感じているということで、公庫のコメントでも「原発事故前の水準まで回復が鮮明になった」とあります。

ところが、輸入食品を見てみますと「安全である」と感じている人は残念ながら2.4%、逆に「安全面に問題がある」と捉えている人が46.6%というふうに顕著な特徴が見られています。

(PP)

もう一つ意識調査を紹介します。これは「まちcomiリサーチ」というところが行っているわけですが、対象がまちcomiメールに登録されている主に子どもの保護者の方です。

(PP)

有効回答数は1万8,000件と非常に多いのですが、具体的にどんな内容になっているかといいますと、不安を感じているもののトップに輸入食品の安全性が出ています。これは有効回答数の約60%に上っています。2年前の調査ですけれども、食品の放射能汚染も当然次に挙げています。

(PP)

不安を感じる品目は、加工食品、水産物、農産物、畜産物という順になっていますし、これらは輸入食品にも該当する部分だと思います。

(PP)

「食品を購入するとき何に注意して選んでいますか」というところでは、トップにやはり「原産国・生産地」が入っています。この割合は有効回答件数の75%近くになっていますから、やはり輸入食品に対する不安が非常に強いのではないかと。先ほどの日本公庫の調査とパーセンテージが少し変わっていますのは、誰を対象に調査するかによって異なると思いますが、小さいお子さんを持ったお母さんたちの不安がこういったところにあらわれているのではないかと思います。

(PP)

さて、それらを踏まえて、具体的には指導計画についての疑問や不安ですが、ここはざっと紹介をいたしまして、後半のパネルディスカッションのところでもう少し詳しくコメントさせていただきたいと思います。

一部御紹介ということですが、数値表示やモニタリング検査、TPP関連について疑問や不

安を持っているということ、食品安全行政の基本的要望については、安全、安心、信頼の三つどもえがあってこそ成り立つもので、そのための具体的な対応を記載させていただきました。

(PP)

留意しておきたい観点も、メディアリテラシー等3つほど挙げております。

(PP)

最後に参考として、そもそも消費者や消費者団体はどんな役割を果たしているのだろうかということですが。

(PP)

1つには、消費者基本法という法の中での役割規定を紹介させていただいています。7条が消費者について、8条が消費者団体についてです。

(PP)

子どもが活動するときに最も基本としていることは、消費者の権利と消費者の責任です。よく見ていただきますと、権利自体は8つあるのですが、この権利をさらに確実なものにするためにどういう行動をすべきかという責任をあげています。これらの権利と責任は国際消費者機構が提唱したものです。

(PP)

最近の動きとして、昨年8月に日本で初めて消費者教育推進法という法律ができました。今、消費者教育はすごく重要だと言われていますが、消費者教育推進法の中で消費者市民社会というのが新たに定義されました。今日は、消費者が消費者市民としてどういう役割を果たしていくのか、どんな社会を望んでいるのかを最後のまとめで御紹介したいと思います。

簡単ではありますが、消費者団体からのコメントということで紹介させていただきます。どうもありがとうございました。

○司会（厚生労働省・山本） 矢野様、ありがとうございました。

先ほど輸入食品安全対策室より輸入食品の安全性確保の取り組みについて紹介させていただきましたが、実際に水際での対策を行っている検疫所での業務について東京検疫所食品監視課長・森和弘より東京検疫所食品監視課の御紹介をいたします。こちらについてはたくさん写真を用意しておりますので、配布資料はございません。前方のスクリーンをどうぞらんください。

森課長、よろしくお願いいたします。

○森（東京検疫所） 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました東京検疫所食品監視課の森と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど室長の説明の中で輸入する際は食品等の輸入届出を出すというお話があったと思

いますけれども、私どもの窓口で食品等輸入届出を提出いただきますと、まず書類の審査をいたします。

どういう審査をしているかと申しますと、届出事項というのが法令で決められていますので、全ての事項が漏れなく記載されているかどうか、あるいは食品衛生法に基づいて定められた規格や基準がありますので、それに適合しているかどうかということを審査いたします。

その結果として行政検査を実施する必要があるものについては検査を実施いたします。こういったもので行政検査を実施しているかといいますと、届出の中でその食品等が日本に着くまでの間に事故があった場合は、事故の状況、あるいは事故の結果、食用不適になっていないかどうかということも含めて現物の確認に行きます。

また、日本に初めて輸入されるような食品についても必要に応じて現物の確認を行っております。

また、書類審査の結果、検査命令の対象となるような食品であれば検査を命令しますし、規格基準に適合しているかどうかの確認のために検査が必要であれば検査を行うように指導いたします。また、先ほど計画の中にもありましたけれども、モニタリング検査を実施するかどうか、届出を見た上で決定いたしております。

(PP)

今、書類審査のお話をしましたけれども、私どものほうでは書類審査以外に、食品を本格的に輸入する前に御相談くださいという制度を持っております。食品を輸入したいという方が、その食品のつくり方や原材料の情報を入手していただいて私どもの窓口に来ていただければ、輸入相談指導室がございますので、そちらで事前の相談を受けております。

(PP)

ここに管轄区域と出ておりますけれども、私どもは管内に5つの輸入食品の届出を受け付ける窓口を持っております。場所としては、私の勤務しております江東区の青海、千葉県船橋、同じく千葉県の千葉市、神奈川県川崎市と羽田空港の中です。

(PP)

それらの5つの窓口で担当しているエリアが、ここに示されている長野、群馬、栃木、埼玉、山梨、東京、千葉、茨城です。ただ、千葉のこの部分は成田空港のあるエリアですので、成田空港のエリアについては成田空港検疫所がございます。川崎は東京の管轄なのでございますけれども、川崎市以外の神奈川県は横浜検疫所が管轄いたしております。

5つの窓口全体の実績ですけれども、先ほど全体の説明でもありましたように、全国の届出件数が218万件あります。東京の5つの窓口を合計いたしますと74万件で、全体の34%については東京検疫所管内で審査しています。検査の件数ですけれども、約7万7,000件について何らかの検査を実施し、その結果、251件の違反を確認しています。

(PP)

ここにFAINSと書いてありますけれども、今はネットワークを通じてほとんどの届出が来

ますが、場合によっては紙で届け出をされる方もおられます。これが紙で届け出する場合の様式です。ネットワークで届け出されたものについてはコンピューターの画面を見ながら審査することができますが、紙の場合は窓口に持ってきていただくという形になります。(PP)

先ほどもモニタリング検査の話で出ましたが、私どもがモニタリング検査を実施する場合にどういう形でやっているのかということですが、輸入食品監視指導計画に基づいて全国のモニタリング検査の件数が決定されます。それが検疫所ごとに細かく計画という形で示されてきます。その計画に基づいてとるということが第一でございます。

それから、食品群という形で示されてきますけれども、それが特定の輸出国あるいは特定の輸入者に偏ったりしないように満遍なくとるということで実施いたしております。

また、採取した検体については、試験結果の信頼性を確保するというのが非常に大事なことです。信頼性に影響を与えないように採取し、輸送し、保管等を行っているということでございます。

(PP)

この地図は、私どもがモニタリング検査で検体をとりに行く場所ですけれども、お台場に事務所があります。この辺は倉庫群がありますので、こちらに出かけています。管轄区域が非常に広いですから、こういった遠方にも出かけることがあります。

(PP)

これが保税倉庫で、コンテナから荷おろしをして倉庫の中に入れるところです。これがうちの監視員です。倉庫に入りますと、届出に基づいて行っていますので、届け出された貨物の数と重量が実際に合っているのかどうか、保管の状態は適正なのか、本当は冷凍が必要なのに冷凍していないということはないのか、倉庫には同じ食品でもいろんなものが入っていたりします。本当にとらなければいけない貨物かどうかは記号やロットを見ながら確認していくということで、結果として届出と貨物に違いがないか、異物が混入していたり腐敗等の異常はないかを確認した上で、検体をとります。これは確認をして書類と照合しているところです。

(PP)

現物に張られているロットの番号や品名を確認します。実際にとるときというのは、冷凍の食品などですと微生物による汚染をさせてはいけないということで、直接手で触れないようにとったり、場合によってはアルコールで消毒してからとる、そういった作業をしながら衛生的にとるように努めております。

私の説明は以上です。どうもありがとうございました。

○司会（厚生労働省・山本）　ありがとうございました。

ここで、会場の都合上、恐縮ですが、約10分間の休憩をとります。少し早目に進んでおりますので、休憩時間は14時40分までとさせていただきます。14時40分から輸入食品の安

全性確保についてパネルディスカッションを再開いたしますので、お席にお戻りいただければと思います。

それでは、休憩をお願いいたします。

(休 憩)

○司会（厚生労働省・山本） それでは、時間になりましたので、パネルディスカッションを再開いたします。

パネリストとして、先ほど情報提供や取り組みを御紹介いただきました東京消費者団体連絡センター・矢野様、日本水産株式会社・齋藤様、厚生労働省・三木室長、東京検疫所・森課長に着席いただいております。

ここからは、日経BPコンサルティング企画出版本部企画第5グループプロデューサー・中野栄子様にコーディネーターとして進めていただきたいと思います。

簡単ではございますが、中野様の御紹介をさせていただきます。

中野様は、慶應義塾大学文学部心理学科を御卒業され、日経BP社入社後、「日経レストラン」「フードビズ」「バイオテクノロジージャパン」副編集長などを経て、2003年6月、食の安全と機能の専門ウェブサイト「Food Science」を立ち上げられました。現在は、子会社の日経BPコンサルティングに出向され、食・健康・医療分野のメディアプロデュースに従事されております。また、食の安全分野における独自の取材、執筆活動も継続されております。その他公職として、農林水産省農林水産技術会議専門委員や東京都食品安全情報評価委員会委員、東京都港区食品衛生推進員などを務めておられます。

なお、冒頭申し上げましたが、議事録に御所属、お名前を掲載させていただくことに不都合がある方はその旨をおっしゃってください。また、可能な方は御所属とお名前をおっしゃった上で御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、中野様、よろしくお願いいたします。

○コーディネーター（中野氏） 皆さん、こんにちは。日経BPコンサルティングの中野です。ただいま過分な御紹介をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど、事業者さん、消費者団体代表の方々より輸入食品についての新しい情報など、貴重なお話を聞いてとても勉強になりました。

これからは、先ほどのこういったお話をもとに会場の皆様と一緒に、まさにリスクコミュニケーションを進めてまいりたいと思います。

拙い司会というか、コーディネーターですけれども、どうぞあともう少しよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、先ほど消費者のお立場で御発表いただいた矢野さんのお話の中で、厚労省さんにここはちょっと消費者として疑問に思う、不安に思うということで3つほど

予告ということで触れていただきました。早速それをここでお聞きしてみようと思います。そちらからまずはお願いできますでしょうか。

○矢野氏（東京消費者団体連絡センター） 資料3の12ページをおあげください。先ほど少し早目に流してしまいましたけれども、輸入食品監視指導計画についての疑問や不安の一部を3つほど紹介させていただいています。順番に説明させていただきます。

1つは、数値表示です。先日、私どもの定例会で計画案をみんなで眺めながら、数値によって私たちの感じ方が随分変わってくるという意見が出ていました。ここでは届出件数に対して検査件数は9.5%、約1割ということです。では、違反件数とはいうときに、私たちは、検査をした中でどのくらい違反があったのだろうと捉えていますが、違反件数割合の0.05%は届出件数に対する割合になっています。こういった数字が出てしまうとちょっと勘ぐってしまいます。随分少ない数字だから違反は少ないという印象を与えがちになってしまうのではないかと、こういった数字の出し方でいいのだろうかというまず数字の表示についての疑問がありました。

2つ目は、モニタリング検査です。よく消費者の間から、できるだけたくさんの食品をできれば全て検査してほしいという声を聞きます。しかし、先ほども数字で示していただいたように、非常にたくさんのものが国内に入ってくる中でそれは無理なのですが、その中でモニタリング検査ということが何回も言われていました。これは統計学的な考え方が使われていると言われますが、消費者のところにはモニタリング検査の統計学的な考え方というのがまだまだ広く周知されていないのではないかと思います。検査から漏れた食品は大丈夫なのかという不安もずっと抱えていますから、そういったところの不安に対してモニタリング検査の考え方についてぜひ教えていただきたいと思います。

それから、TPPです。少し延ばされてはいますが、一番気になっているのはやはり食の安全基準が緩和されるのではないかとということで、遺伝子組換え食品の表示、残留農薬の基準値や食品添加物の規制などについて非常に懸念を持っております。

ひとまずこの3つを紹介させていただきます。

○コーディネーター（中野氏） ありがとうございます。

3つありまして、まとめてやるとわからなくなってしまうので、順番にお聞きしていきたいと思います。

まず最初の数値表示についてということです。今、発表されている違反率0.05%というのは、これだけ少ないから安心してくださいというのが見え見えではないか、そういったことかと思いますが、そのあたり、三木さんに、違反率を出すこの割合、この意味でいいのか、消費者の人たち、国民に対して誤解を与えていないのかといった観点も含めて御説明いただければと思います。

○三木（厚生労働省） では、数値のところでは御説明をさせていただきますけれども、先

ほど御紹介があった消費者意識のアンケートのところでも数値によって大分捉え方が違うようであるというお話もあります。私どもがここで出している数値は、違反件数と書いていますが、私の説明の中でもお話ししましたように、輸入届出が出てくれば書類審査というのがある、そこで例えば製造基準が合わないとか、指定外の添加物を使っていることが明らかというようなものについては違反という形になります。そういった数も含まれているので、全部が全部、いわゆる科学的な検査、残留農薬とか、一般的な検査をやった違反ではないということで、どういう数字の出し方をするかという難しいところがあります。

そういうトータルな届出ベースで届出の違反が何件、何%と出している、私どもは、輸入品は違反率が低いとアピールすることは別に考えていません。いろいろ誤解もあるという、わかりにくいということは御指摘をいただきましたので、今後どういう形でやっていくかというのは考えていきたいと思っています。

確かに、ここにお示しいただいたような検査ベースという、単純に検査の件数で違反を割ると0.5%ぐらいになりますので、その数字の意味というのはもうちょっと詳しく説明していったほうがいいのかと感じています。

○コーディネーター（中野氏） いずれにしても、数字だけがひとり歩きしてしまうということがよくないのかなと思います。この場合、厚生労働省さんとしても、今おっしゃったように、実はこの数字はこういう意味ですと、なるべく誤解がないようにたくさん情報提供して下さるとうれいすし、また消費者の側は、先ほど消費者教育、そういったお話も出ましたけれども、出された情報をできる限り活用して情報収集する積極的な姿勢を出していくという、双方の歩み寄りという、それぞれの関係者の努力がやはりこれからは必要なのかと思います。

それでは、2番目ですが、モニタリング検査についての御質問、不安でしたね。確かに、検査はできるだけたくさんして下さいとよく聞きます。ただ、食べ物ですので、全部検査したら食べるものがなくなってしまうわけで、ある程度統計学にもとづいたサンプリングという、幾つか取り出して検査をしなければならない。そうはいっても、少ないより多くして下さいという、消費者の側としてはできるならばそうしてほしいという気持ちは私もよく聞きますし、その気持ちはよくわかります。検査をするお金は国民の税金で賄われているわけですから、そのあたり、どうなっているのか。そしてまた、背景にある統計学的な専門の知識をできるだけわかりやすく知りたいと思うところですが、これも御説明いただければと思います。

○三木（厚生労働省） 確かに、統計学的な考え方といっても、どう考えているのかというのはちょっとわかりにくいと思いますので、ここで御説明させていただきますけれども、先ほどもお話ししましたが、輸入食品が日本に来たとき、輸入時の体制としては、書類の審査をやって、そこではねるものはねるというのがあります。森さんのお話の中でもあ

りましたが、まず行政検査や、穀類であれば海上輸送のときに水にぬれてしまってカビが生えたりというのはそこではじくというのもございます。あと、命令検査といって、違反の可能性が高いようなものについては全て輸入者の責任で登録検査機関等で検査してもらって、結果を検疫所で判断するという段階的な仕組みがあります。そういうもの以外については、違反の可能性はないかもしれないけれども、安全性の状況を広く確認するためにモニタリング検査をやっているわけでございます。

では、どうやってモニタリング検査をやっていくかということについては、ちょっとお話ししたように、輸入食品は非常にいっぱいありますので、輸入量の多いものや問題が過去にあったものというのはある1つの群ということで、牛肉なら牛肉、ウナギならウナギという群、168に群分けをして、その群ごとに輸入量や違反率、また違反の可能性、重要性という概念を加えて、1%ぐらいの違反があれば見つかる程度というのを目安にしている。計算してモニタリング検査の数を決めているという状況です。

来年度は、そういう意味でいうと9万4,000件をやる予定にしておりますけれども、一応そういう計算というか、統計学的に見て1%ぐらいの違反が確認できる程度でやっています。ただ、物によってはもうちょっと違反程度が低いものでも見つかるような形で計算をして組んでいるというものです。なかなか予算的なこともありますし、実際、森さんのスライドでもあったように、倉庫に行って物をとってきて検査するということをしなればいけないので、そういった人の数の問題もあるので、そこはできるだけ効率的、効果的にするように、食品を選んでモニタリング検査を進めていっているという状況でございます。

○コーディネーター（中野氏）　ありがとうございました。

矢野さんのパワーポイントの資料に、検査から漏れた食品は大丈夫なのかという一言もあったのですが、検査から漏れたものでも、それは大丈夫であるという統計学的な保証がちゃんとあると理解してよろしいでしょうか。

○三木（厚生労働省）　検査から漏れたのは大丈夫かと言われると100%大丈夫ということとはなかなか難しく、御説明したスライドの中に、詳しくは説明しませんでした。一番最後に国内での監視というのがありまして、自治体が都道府県等の監視指導計画というのを毎年度つくって、管内の流通食品の監視指導や検査をやっています。そこで輸入食品の違反が全く見つからないかというよりは違反が見つかる例はありますので、輸入時に100%見つけられるかという、そこは見つけられないというのが本当の答えになります。ただ、都道府県でもそういう検査をしていますし、ある程度のセーフティーロックをかけながら、消費者の口には入らないような仕組みをつくって頑張ってやっているという状況でございます。

○コーディネーター（中野氏）　ありがとうございました。

1つ目と2つ目の疑問や不安にお答えいただいたのですけれども、これまでの間で矢野さん、どうでしょうか。

○矢野氏（東京消費者団体連絡センター） 先ほどの数字の見方は、資料3の12ページの小さいコメントの米印3は「届出件数に対する割合」、ただそれだけなので、結果として届け出されたものの中で違反がどれだけあったかというふうになかなか結びつかないのです。たくさん書けばいいというものではないですが、それが何を意味しているのかというのがわかりやすい表現にさらに工夫していただければと思っています。

モニタリング検査については大体のところはつかめていますし、願わくは、たとえ漏れた食品があってもそれが大きな危害というか、被害を及ぼすものでないということを切望しているので、引き続き監視体制をぜひよろしくお願いしたいと思っています。

○コーディネーター（中野氏） ありがとうございます。

それでは、矢野さんからあった3つ目の質問、TPP関連ということで、TPPの体制が推進されますと食の安全基準が緩和されるのではないかと、外国からの圧力を受けて日本の食の安全が損なわれるのではないかとという不安が出てくるということですが、事前にいただいた質問の中にもTPP関連をぜひ聞いてくださいというのがありましたので、紹介します。

「TPPを見据えて監視を強化していく項目があるのでしょうか」と厚生労働省さんに対しての質問です。「TPP参加を前提に輸入食品の安全性に不安があります。参加した場合の対応についてお話を伺いたい」。このように、今日参加されている方の事前の質問ということでも来ています。TPP関連について御説明いただければと思います。

○三木（厚生労働省） その前に1点だけ、大きな危害を及ぼすことにならないように御心配されているということですが、大きな危害があるようなものは、先ほどもお話ししたように、外国で食中毒になっている情報というのは即座に探知して輸入時の対応をするということにしています。モニタリング検査というのは、どちらかというと命令検査にもならないし、輸入を一時期とめることにもならないものの中で、どれだけ安全性確保ができていくのかということを確認するような検査ですので、大きな危害となるようなものは別の検査命令、輸入をとめるという対応になりますので、そこは御心配をいただかなくてもいいかと思っています。

いただいたTPPの関係でありますけれども、日本はWTOに入っていますので、WTO（世界貿易機関）の中でSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）が結ばれていて、SPS協定というのは既にあるわけです。そこで輸入時の措置については、日本でいえば輸入国ですが、各国で措置をする権限というのが定められています。

TPPについて具体的なお話はここではできませんが、これまでのお話の中では、個別の食品について基準を緩和する、そういった議論はされていないと承知しています。WTOのSPS

協定自体が緩和された形でTPPの中に入ってくるということも聞いておりません。自国の食品安全の権限については依然として残るということなので、我が国としてはしっかり科学的根拠に基づいて輸入食品の監視、そういったことをしていきたいと思っております。

○コーディネーター（中野氏） 矢野さん、TPPに関していかがでしょうか。

○矢野氏（東京消費者団体連絡センター） まだ交渉段階ですので、具体的に動き出してみないとわからない部分もありますが、こういったところは大丈夫ですよと懸念を払拭できることと、政府の姿勢ですね。ここはきちんと我が国の基準を守っていきますとか、そういった積極的な交渉をぜひしていただきたい、情報をきちんと出していきたいと思っております。

○コーディネーター（中野氏） ありがとうございます。

せっかくですので、今、取り上げました輸入時の数値の話、モニタリング検査の話、TPPの話、この3つのテーマについて御意見や御質問がおありの方がいらっしゃいましたら、会場からも受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。係の者がマイクを持ってまいります。

○質問者A 新日本婦人の会の中央本部の浅井と申します。

矢野さんと重なる部分が強くてびっくりするくらいですが、やはり消費者としては同じような懸念を抱いているのだなと思いました。

厚生労働省からいただいた資料の中にも輸入届出の件数がうなぎ登りということで、右肩上がりですとこの数年間伸び続けております。それに対して検疫所の食品衛生監視員の数が平成24年度は6人ふえて399人となっているのですが、平成25年度は399人、同じです。増員していません。重量ではなくて件数に対する検査になりますので、ぜひ監視員数を来年度はふやしていただいて、国の責任として水際で監視する体制を厚くしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、32検疫所のうち、検査課を有するのが6検疫所ということで、これで大丈夫なのかということや、輸入食品・検疫検査センターが関東と関西に各1カ所、全国ではたった2カ所しかないということが資料にあります。迅速な輸入の体制に対してどうなのかということをもともと疑問に感じております。

もう1点、TPPについてですが、貿易円滑化、衛生植物検疫、貿易の技術的障害の分野でほぼ合意になっていると各新聞は報道されています。安倍首相も「国民への情報提供を進展に応じてしっかりと提供してまいります」とお答えいただいていたりと、昨年4月には衆参の農林水産委員会で「収集した情報については国会に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うように措置すること」という決議が上

がっています。なかなか情報が来ないということで、もちろん今、交渉中だからということはあるかもしれないのですが、やはり国民的な論議を経ながら、これからどうしていくのかということ、なかなか言えないですとおっしゃったのですが、ぜひしていただきたいと思っています。

そうでなければ、TPPを見据えた計画をしていきますといっても、どうなっていて、だからどういうふうにするのかというのが全然見えてなくて、私たち国民が意見を言う機会がないと思っています。ぜひ情報開示をお願いしたいと思っているので、予定などを教えていただければと思っています。よろしくお願いします。

○コーディネーター（中野氏）　ありがとうございました。

御意見として大変貴重なお話だと思います。せっかくですので、今の御意見に対して、三木さん及び森さんのほうから、今後、検査の人数、体制、ふやしていく計画があるのか、検査体制がどうも薄いのではない、もうちょっと手厚くなってほしい、手厚くなるのかならないのか、そのあたりの見通しと、TPPは食品だけではないのですが、食品部分について情報提供が厚生労働省を中心にしてあるのか、あるのであればこういった形が考えられるのか、そのあたり、お話しできる範囲で御説明いただけますでしょうか。

○三木（厚生労働省）　1つ目の食品衛生監視員の数のお話ですが、確かに平成24年度、25年度は399名ということで、人数は変わっていません。ただ、私ども何もしていないかというと、もちろんこういう状況を踏まえて増員は必要だと考えて増員要求は出していますが、認められていないという状況にございます。これは国全体の国家公務員の削減の話とか、もろもろのお話がありますので、どういう理由でというのは私も御説明できませんけれども、厚生労働省としては頑張って増員要求しているけれども、くしくも認められていないという状況です。ただ、そうはいつても、輸入食品の数はふえていきますので、森課長には申しわけないですけれども、今の人数で頑張って対応していくしかないという現状でございます。そういうことでは現場の食品衛生監視員の皆様方には非常に御負担をかけているという部分もあるのですけれども、そこはいたし方ないということでもあります。

もう一つ、検査のお話で、資料1－1の15枚目のスライドになりますけれども、輸入食品・検査検査センターが星印で示されていて、横浜と神戸に1カ所ずつ、日本で2カ所あります。それ以外、検査課を有する検疫所というのが二重丸になっていて、成田空港や関西空港、6カ所あります。

これで足りているのかというお話ですけれども、検査については役割分担をしております。残留農薬や動物用医薬品、遺伝子組換え、いわゆる検査の手順が難しい、処理が難しい、機械のメンテナンスが大変だというものについては輸入食品・検査検査センターの2カ所でやるという仕組みにしております。もう少し分散させたほうがいいのではないのかという議論も過去にはありましたけれども、施設を分散させると人数も分散されるので、集

約的な検査がやりにくいという話もありまして、そういうメリット・デメリットも勘案して、現在この2カ所でやっています。幸い日本の場合は検体の輸送に関しては非常にすぐれているので、今日、どこから送っても大体明日には着きますので、余り時間がかからず検査が始められるということで、現在はこの2カ所で高度な検査を集約的にやっているという状況です。

二重丸の6カ所については、比較的簡便な、いわゆる添加物の検査や、微生物検査は成分規格とかいろいろありますので、そういった微生物の検査をやっています。見ていただくと空港が多いのですが、生鮮物など空輸されてくるものについては時間をなるべくかけずに検査して通過するという形が流通上の問題で必要となっているので、6カ所については検査課ということで、多少規模は小さくなりますが、センターよりももう少し簡便な検査をやっています。一応、役割分担をしながら全体の8カ所で検査をやっています。

続いていってしまっていていいですか。

○コーディネーター（中野氏） 私からもちっと教えていただきたいと思うのですけれども、例えば人がふえなくても、すごく精度の高い、いい検査機器を買ったので、検査の効率が上がったようなことはあるのですか。

○三木（厚生労働省） 多少はありますけれども、ただ、精度の高い検査機械を買うとメンテナンスが結構大変になります。メンテナンスは誰がやるかというと検査員がやらざるを得ないので、結局、人が要らないかということとそうでもなくて、そこは堂々めぐりになる部分があります。

○コーディネーター（中野氏） では、TPPの交渉結果に関して厚生労働省として何か情報提供する機会があるのであれば、どういう計画になっているのかといったあたりをお話できる範囲で。

○三木（厚生労働省） TPPについては、非常に申しわけないのですが、厚生労働省が主導でやっているものではありません。日本政府が全体的にやっていて、新聞にも書かれています。外務省が中心になってやっていますので、厚生労働省がどうなのというのは内容的にお話ができないということを御理解いただければと思います。

中身がないのにわからないではないと言われるのは、私ども確かにそういった部分はあるのですけれども、そういう意味で、平成26年度の監視指導計画案の中に事態に応じて対応できるように検査強化分の件数をふやすということで今のところは考えております。

○コーディネーター（中野氏） ありがとうございます。

それでは、今度は事業者代表としてさっき御発表してくださいました齋藤さんに、前半

のそれぞれの御発表を聞かれた感想、あるいは何か新たな御質問、そういったことを少し御紹介いただければと思います。

○齋藤氏（日本水産株式会社） 私も本日発表すると同時に皆様のお話を伺いまして、大変勉強になったのですが、企業として検査をどこまで行うのかという点では、常に情報収集して判断しなければいけないという点で今日のお話はとても参考になりました。

特に、三木様の資料 1－1 の25ページにございますサルモネラ菌、リステリア菌、ノロウイルス、こういった情報を私どもも素早く入手してきちんと対処していかなければいけないと思っていますが、今後、国が規格基準をこういうふうに変えていくとか、もし情報がございましたら教えていただきたいと思います。

○三木（厚生労働省） 全部お答えできるかどうかわからないのですが、この中にリステリア菌というのがありますけれども、監視強化として、フランス、米国、デンマークのソフトタイプのナチュラルチーズが検査の対象になっています。スペインやイタリアは生ハムが有名ですので結構輸入がありますが、食品衛生法の第6条に有害、有毒な物質が付着という条文があって、検出されれば違反という対応をとっています。

今、リステリア菌についてはヨーロッパでも定量ができて、ある一定の数以下は流通を認めるという形になっていますので、日本でもそういった国際的な状況も踏まえて、リステリア菌については基準をつくるようやっています。ただ、すぐできるかというところでもなく、今そういった手続をやっているのので、将来的にはリステリア菌については規格基準ができ、一定の数以上はだめだけれども、それ以内ならいいですよという形になると思っています。

○コーディネーター（中野氏） 最近注目しているハザードの一つがリステリア菌かと思うのですが、事前にいただいている質問の中にもまさに「輸入食品で最近注目しているハザードは何ですか」「細菌混入・汚染リスクが逆に低減しているハザードはありますか」、こういったものがあります。最近注目している一つが今御説明していただいたリステリア菌かと思いますが、そのほかに、こういったものも実は注目しているというものがあれば教えていただければと思います。

○三木（厚生労働省） ハザードというか、資料 1－1 の25枚目に書いていますけれども、O-157や腸管出血性大腸菌、病原微生物関係については、国内でも生肉を食べるという生食の議論を厚生労働省の審議会等でもいろいろと引き続きやっています。輸入の段階で肉が生食用という形で入ってくるものも多少あるわけでありまして、そういうものについてはO157とか、そういう微生物関係の検査をやって、もし検出されれば、直ちに法違反というのは規格基準もないのでできないのですが、生食にならないような指導を検疫所でやっ

ていただくという仕組みをとっています。微生物関係で国内の食中毒の原因となるようなものについては平成26年度も引き続き重点的なところとしてやっていく予定にしております。

先ほどもお話ししましたように、遺伝子組換えについてはタイのパパイヤの関係で去年は国内でも回収という形でいろいろと問題になりました。ただ、生産国側での管理がちゃんとされていないとそういったものがまじる可能性は多々ありますし、全部検査をやって見つけるということもなかなか難しいので、そこは輸入者の自主衛生管理という形で、生産国でそういったものが入らないような管理体制をとっていただくという自主管理の推進を検疫所のほうから指導していただくことを来年度は重点的にやろうと考えています。

○コーディネーター（中野氏）　ありがとうございました。

先ほどの齋藤さんからの御発表の中で注目したのは、以前の2008年の中国産冷凍ギョーザ事件をきっかけに、食の安全ではなく食の防御（フードディフェンス）の考え方から新たに対策を立てて実践していますという御紹介です。やはり各事業者さんはそういったことに合わせてやっているのだなということで感心して拝見していました。

時を同じくしてというか、フードディフェンスを揺るがすような問題が今、起こっています。事前にいただいた質問にも「食品テロに対する備えとして何が必要か」「今回の農薬混入事件における企業の対応の問題点について厚生労働省としてどう思いますか」というものがありますが、この質問は当然出るかなと予想していました。

私はメディアの報道する立場の人間ですが、メディアの側から今回の事件を見まして、1つだけ教訓らしきものは感じました。それは何かといいますと、中国ギョーザのときには、あれは残留農薬の問題ではなく、あくまでも犯罪で、犯罪防御の観点から対策を立てなければいけないのだけれども、メディアは盛んに残留農薬が危ないというニュースを流しました。あのときは、犯罪であるにもかかわらず、生産者や製造者が悪いということでメディアがバッシングしたというのを覚えています。ところが、あのときは検出された農薬の濃度が異常に高かったので、栽培時にまいた農薬が残留していたのではないという説明を何度も専門家がして、残留農薬の問題ではなく犯罪なのだというのが大分たってからわかってきました。

今回、まさにこれは犯罪なわけですがけれども、メディアでは割と冷静に最初から、こういう犯罪が起こったと。残留農薬の管理が悪かったから起こった問題というふうにはほとんど報道されなかったと思います。メディアの立場から見て、今回のメディア報道は前回の反省が生きて、必要以上に残留農薬が危ないということは聞かれなかったのも、その点はよかったのかなと私は個人的に思いました。

ただ、今回の問題で事業者さんの対応がどうだったのかということはいろいろ聞かれます。例えば、もっと早く回収できるようなチャンスがあったのではないかな。もうちょっと早く発表できたのではないかな。あるいは年末のリスクの数値の発表がそもそも間違ってい

たから余計に国民を混乱に陥れたようなこともあります。

そのあたり、どうでしょうか。もう一度、齋藤さん、例えば事業者さんとして今回のような問題が起こった場合、御社の場合ではふだんこういう対策をしていますとか、そういったことでコメントできることがあればお願いします。

○齋藤氏（日本水産株式会社） 今回の事件は人ごとではありません。私どもではどういう対応をとるかということなのですが、品質保証室だけで判断するということはありません。

私どもの会社では品質保証委員会というものがございまして、社長がその委員長です。社長、専務、関係役員、部署長が集まりまして、月に1回、品質保証委員会を行っております。その中で、ふだん何もないときは、お客様からいただいた苦情ですとかいろんな声がございまして、そういったものを審議して、これからどういう対応をとっていかうとか、そういうことも決めております。万が一、回収などの事例が起こったときはそのマニュアルというものもできています。関係の部署長、社長も集まりまして、回収するかどうかという判断も含めまして、どういう告知をするか、お客様にどういう対応をするか、そういうことも全てその中で決めます。品質保証室だけで決めるということとはございません。

○コーディネーター（中野氏） 月に1回の会議というのは最近始まったものですか。

○齋藤氏（日本水産株式会社） これはもう10年以上行っているものです。

○コーディネーター（中野氏） つまり、何か起こる前に日ごろからそういった経営者を含めて関係者が情報共有、意思統一を図っているということですね。

○齋藤氏（日本水産株式会社） はい。

○コーディネーター（中野氏） 安心します。

広報するときに、わかりやすい言葉というのが国民には伝わりやすいかと思います。ですから、何ppmなんていうよりも例えばコロッケ何個というような表現はわかりやすいと思いますが、今回、たしか当初の12月29日の発表は、体重20キロのお子さんがコロッケを60個食べても大丈夫、安全ですよというような発表だったですね。ところが、それは急性毒性をあらわすLD50からとった数字ではないか、本来ならば別の安全をあらわす数字をもとにしなくてはいけなかったのではないかとということがありました。確かにそれで、翌日すぐ厚生労働省が、そうではなくて、60キロの大人がコロッケ3分の1個だったら大丈夫ですという修正のプレスリリースを出したわけです。コロッケ何個という消費者にとって非常にわかりやすい言葉が、それでもちょっと間違えて使ってしまうと大変なことになると

いう、年末の慌ただしいときの広報ということで、いかにそういったプレスリリースが難しいかということが如実にあらわれた事例だったのかなと思います。

厚生労働省としては企業あるいは国民に対して、食の安全ではなく食のフードディフェンスに関する事柄をどのように指導していくとか、日ごろからどのようにされていくのがいいのか、犯罪捜査は厚生労働省の仕事ではないのですが、これに絡んで関連して何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○三木（厚生労働省） なかなか難しい質問なのですけれども、確かに、ニッスイさんのお話にもありましたように、今の食品衛生管理の中でこれを防ごうというのはなかなか難しいと思います。食品の製造の中で意図的に使うといったら添加物ぐらいなもので、それ以外の毒物とか、そういったものが意図的に使われることを防ぐのはなかなか難しいと思っています。

ただ、それを食品衛生法の中でやるかどうかというのも、またいろいろ議論があるのかと思っています。意図的な食品汚染に対する備えというのは、諸外国はFDAで食品安全強化法案というのがありまして、まだ法案という形ですけれども、食品テロに対応していこうという流れ、FDAがあるというのと、厚生労働省でも厚生労働科学研究の中でやっています。いろんな研究もほかでも多分やられていると思いますので、そういうことも含めてどうするのか考えていくのかなというところであります。

今回の事件については、先ほど中野さんもおっしゃったように、公表が適切だったのかどうかということも当然ありますし、食品安全は早く公表し、回収するものは早く回収して消費者の口にできるだけ入らないようにするのも大切なことなので、そういうところは管轄の群馬県や関係機関で調査を進めています。そういった原因究明で明らかになったら何らかの取り組みというのは必要になると思いますが、今の段階、コメントはその程度です。

○コーディネーター（中野氏） ありがとうございます。

この件について会場からも、御意見や御質問がおありの方がいらっしゃれば、お受けしたいと思いますが、いかがですか。

男性の方、お願いいたします。マイクが後ろから来ますので。

○質問者B 中野さんに質問ですけれども、私の新聞の読み方が悪いのかもしれないのですが、今回の事件は犯罪だと決まったのですか。

○コーディネーター（中野氏） 警察が捜査をしているということです。

○質問者B 警察が捜査をしているということと犯罪というのは全然別問題です。新聞を

読んでいる限り、私はまだ犯罪だとは思っていないのですが、私のほうが勘違いかもしれません。

○コーディネーター（中野氏）　そうですね。事件の真相を今、調べているということで、最終的に、犯人がいて、どういう犯行が行われたかということが決まれば、それは事象として犯罪ですけれども、犯罪を想定して今、捜査をしている。

○質問者B　想定ですね。単なる過失かもしれない。

○コーディネーター（中野氏）　そうですね。ちょっと言葉遣いが舌足らずで申しわけございません。

ほかにはございませんか。女性の方、お願いします。

○質問者C　シジシージャパンの黒金と申します。

先ほどお話ししていたところからはちょっと細かい話になってしまうのですが、齋藤様にお聞きします。資料2のフードディフェンスの部分で従業員とのコミュニケーションが大切だというお話がありました。管理者と従業員の方とのコミュニケーションというのは、従業員同士というのもあると思いますが、フードディフェンスを行う上において非常に大切だと思います。

ただ、例えば工場に在駐している方は別だと思いますが、通常その工場にいない立場の人が行って、その工場の従業員と管理者のコミュニケーションがとれているかどうかをはかるのは短い時間ではなかなか難しいと感じるのですが、具体的にどういった観点でそういう部分を確認されているかということをご参考までに教えていただければと思います。

○齋藤氏（日本水産株式会社）　おっしゃるとおりでして、信頼関係を築けているかというのは一回の調査では多分見切れないところですが、信頼関係を築くために経営者がどういう努力をしているのかを工場監査ということで見せていただいています。フードディフェンスの取り組みというのは、品質保証室と、労務関係もございますので総務と一緒にやっていますが、自主取り組みのアンケートでどういことをやっているのかという事例を監査とは別に見せていただいたりして、全工場の状況を把握しております。

例えば目安箱というか、従業員からの御意見募集みたいなことをやっているところが結構あります。工場長とか偉い方というのはパートさんたちとふだんそんなに直接お話をする機会がありませんので、目安箱などを設けてパートさんたちの意見を聞いたり、先ほど小集団などもありましたけれども、小さいグループでの改善活動を通じてパートさんたちからの意見が吸い上げられたり、そういった双方向のコミュニケーションを最近行っている工場が多いです。これでよろしいでしょうか。

○質問者C　ありがとうございました。

○コーディネーター（中野氏）　それでは、事前にいただいた質問ももう少し紹介して議論を進めてまいりたいと思います。

事前にいただいた質問の中にメディアリテラシーについて御意見や御質問を出された方が何人かいらっしゃいまして、まさにこういうリスクコミュニケーションの場で議論するにふさわしいテーマかなと思ひまして、これについて考えたいと思います。

食品関係事業者の方からいただいた御意見は「輸入食品の安全性（特に中国産）については週刊誌やインターネット上でバッシングされている場合が多いが、今後、行政としてどのようにリスクコミュニケーションを行っていくのか教えてほしい」ということでした。

もう一方は報道関係者の方です。その方からは「輸入食品について一般消費者の間では中国産は危ないという根拠のないイメージがあると思うが、実際の食品監視統計で届出件数に対する違反数の割合を見ると、中国よりもアメリカ、タイ、イタリアなどの国のほうが違反率が高いことがわかります。こういったことを一般消費者により理解してもらうために何をすべきか議論してほしい」ということを頂戴しています。この方は、さらにいえば「ちゃんとしたデータをしっかり広めていけば、より国民が根拠となるデータということとでわかっていただけるのではないか。マスコミの立場としては、そういう宣伝を手伝うとともに、根拠のある情報を報道すべきだと思います」とおっしゃっています。

こういったことについて中国産は確かにバッシングされていますが、先ほども出ていましたが、中国産の違反率は実は低かったりします。こういったことをリスクコミュニケーションにこれから活用していくのか、今後どうなのでしょうねということで、三木さんのほうからお願いできますか。

○三木（厚生労働省）　先ほどもいろいろ数字の見せ方とかお話をいただいて、数字については出したらひとり歩きをするところも多々あるというお話もありました。私どもも数字を出すのは必要だと思っていますし、正確な数字というのは厚生労働省のホームページで輸入量や輸入件数、違反、全部出ていますが、そういう意味では、もう少しわかりやすく数字の意味を伝える工夫をしていかななくてはいけないのかなと感じました。

スライドでも最後の御説明をさせていただきましたけれども、リスクコミュニケーションについては厚生労働省でも進めておりますし、食品安全の関係では厚生労働省だけではなくて生産現場を持っている農林水産省やリスク評価をする食品安全委員会、消費者庁、そういうところですが、特に関係する話題をやるときには消費者庁が音頭をとってリスクコミュニケーションを進めています。そういういろいろな機会の中で私どもも輸入食品に関する状況を正確に伝えていく必要があると思っています。

中国産の話が話題に出ました。また届出ベースで申しわけないのですが、いろいろ週刊

誌などにも中国産が特に危ないように書かれていますが、先ほどもお話があった違反率は平成24年度が0.03%ぐらい、全体で見ると0.05%なので、特に中国産は件数が多いので違反の数も当然多いですけれども、率として見るとそんなに飛び抜けているわけではないと感じています。事実関係も含めて正確にお伝えして、そういった数字の意味についてもよくわかるような工夫をしていきたいと思っています。

○コーディネーター（中野氏） 矢野さんは消費者団体のお立場として今の件について何かコメントがあればお願いします。

○矢野氏（東京消費者団体連絡センター） 中国のバッシングというのは、電車のつり広告などで週刊誌のセンセーショナルなテーマを見るとまたやっているのみたいな感じですが、テレビでも、いかにも汚い状態ということで、ある農場の場面や農村の場面だけを取り上げます。消費者はそれ以外の情報がなければやはり中国はそうなんだと思うってしまうわけです。

ちょっと離れますが、食品表示に関して原産地表示が課題になっています。中国産冷凍ギョーザ事件があったときには原産地表示をしてほしいという声が特に高かったのですが、それは何を排除していくのかということ、中国産を排除するために原産地表示が欲しいというような傾向もちょっとありました。私たち消費者団体から見ても、それは決していい行動だとは思っておりません。

私のほうの資料3でも15ページにメディアリテラシーについて書いておきましたが、メディアリテラシーそのものは、受信者側と発信者側双方がそれぞれ高めなければいけない部分が含まれていると思います。情報を受ける側にも情報をきちんと評価したり識別したりする力を高めていくことが必要ですし、いつも情報を受信するのが消費者で発信するのは行政や事業者とは限らなくて、実は消費者団体がまた消費者に対して情報を発信することもあるわけで、そもそも発信する側の情報の出し方も問われていると思います。

先ほどの中国産の違反率ですが、届出件数が多いということもやはり押さえないといけないかと思っています。中国からたくさんものを輸入しているという実情は押さえながらも、中国だけを見るのではなくて、もっと全体の比較の中で違反率を見ながら冷静に捉えていく、そのことをきちんと多くの人に伝えていくという役割を消費者団体も担っていかなければいけないのではないかと思います。

さらに、事業者の方と、行政ともそうですが、意見交換をもっと密に、リスクコミュニケーションというと今日のようなこういった大きい場もありますが、もう少し小集団でもっと素朴な質問を出し合えたり理解が進められるリスクコミュニケーションというか、会話、対話、意見交換会も非常に重要だと思っています。

私どもも今月末に冷凍食品協会さんと消費者団体幾つかで懇談をします。実は先日も新しい監視計画について全国消費者団体連絡会のほうで、小規模ですが、厚生労働省さんと

意見交換をして、消費者が気にしている部分についてさらに理解を進めました。丁寧に聞けばなるほどそうだったのかとわかりますし、特に今日、ニッスイさんのお話を聞いて、事業者さんがこんなにいろんな取り組みをされているというのはなかなかつかみ切れていませんでした。そういったいろんな情報をもっと大事にしながら、双方の意見交換をやはり大事にして、消費者団体も受信者としても発信者としてもさらに努力を重ねていきたいと思っております。

○コーディネーター（中野氏）　ありがとうございました。

　　まだまだ発言を頂戴したいのですけれども、そろそろお時間が近づいてまいりました。会場から最後にお一人、御意見がおありの方はどうぞお手を挙げていただければと思います。

　　前にすわっていらっしゃる男性の方、今、マイクが参りますので、よろしくをお願いします。

○質問者D　2つ、3つ、簡潔に話をしたいと思います。

　　資料3の12ページの検査件数で何分か時間をかけて話をされているのですが、結論からいうと、四の五の言わずに、検査件数に対する割合は何%、そういうふうに書けば済む話ではないのですかね。さらに言うならば、それを統計学的に輸入総量から換算すると何%になりましたというふうに表記されれば済む話で、多分、厚生労働省の中でもここはどう書くのだということで相当審議されてアップされているのではないかと思います。

　　2つ目は、今日のテーマは輸入食品なので、とやかく言うつもりはないのですが、国産は安全で海外産はどうも安全ではない、そんな認識を持っていらっしゃる方が相当いらっしゃるように聞きました。変に悔る必要はないので、国産の商品を調べたら実はもっと大変な数字ですということを言う必要はないと思いますが、そのあたりはどう伝えるかということも含めて、自給率が40%しかないのに輸入はするな、海外産は悪いということではなくて、今、厚生労働省としては水際でこういうことはちゃんとやっている、できているところはこうで、できていない不足部分はこうだということをアピールされれば、誤解は大分解けるのではないかと思います。

　　最後に3つ目、今日のテーマではないので、もう引っ込めという話になるかもしれませんが、冷凍食品については再現テストをやりました。結論からいうと、揮発性ですから、冷凍食品の上に振りかけた場合にはにおいは出ません。すぐ凍ってしまうのです。有機溶剤に溶かしていますから、においは出てきます。テレビの報道で見た工場関係者が「においはこんなにきついのでわかりますよ」と言っていますが、実は冷凍のものに振りかけると瞬間的に凍るので、においは極めて出にくい状態でした。

　　それから、工場の設備の問題で、大量に生産している場合には、モニタリング、抜き取り検査をすれば大体ヒットする確率が出てきますが、今回、先ほど御質問があったように、

万が一フードテロということであるならば、100個か1,000個か1万個に1回振りかければ済む話ですけれども、私たち自身が再現テストをやりまして、なかなか検出できない、これは難しいというのが実態です。

世界的な30カ国の会議で食品偽装ということでスピーチしていますが、それでも彼らの反応は、そもそもあなたのところの会社は、業者、取引先を見る目がないのではないのか、そういう指摘をする国の関係者もいました。フードテロについては、中国産冷凍ギョーザの場合には工場で大量につくったものですから発覚したわけですが、今回のような冷凍食品に作為的にちょこちょここと入れるようなことはなかなか難しいということで、私たち自身も答えが見出せなくて、今日もフラストレーションがたまっているのですが、そういうのが今日の感想です。

以上です。

○コーディネーター（中野氏） ありがとうございます。幅広くコメントをいただきまして、最後を締めさせていただくのにおふさわしい御意見だったかと思います。

まだまだ皆さんの意見を頂戴したいのですが、ここで残念ながら時間となりましたので、マイクを山本さんのほうにお戻ししたいと思います。

○司会（厚生労働省・山本） 本日は本当に熱心な御議論をありがとうございました。会場からもパネリストの皆様からもいろんな御意見をいただきまして、厚生労働省としてもいただいた御意見を参考にさせていただきたいと考えております。本日はこの会場に150名以上の方に御出席いただきました。本当にありがとうございました。

これで本日の意見交換会を終了させていただきます。円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

今後のリスクコミュニケーションの参考にさせていただきたいと思っておりますので、アンケートにぜひ御協力をお願いいたします。アンケートに記載いただきましたら出口の回収箱に入れていただければと思っております。

本日は長時間にわたりありがとうございました。